

令和4年第5回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年5月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(2名)

13番 木下 豊	24番 小原 正隆
----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長 野村 隆二
主 査 出口 大悟

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第26号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

報告事項 農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 8 番 (赤羽)

議事録署名人 9 番 (西村)

開 会 令和4年5月25日 午後3時04分

局 長 (野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第5回農業委員会総会並びに協議会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

4月24日にICTの無人田植機の実演があり、約3反歩だと思うんですけども、そのところを最初にセンサーで形状を確認して、それから植え始めたんですけども、始まりから終わりまで大体45分ぐらいで植わったと言っていました。苗の継ぎ手も4~5人で下平ファームスさんが運んでくれてやっているという感じで、そこら辺の手際よさもあったんですけども、かなり早く、またスムーズにできたと思っています。

ただ、お値段のほうは税込みで700万円くらい——トラクターは80万円くらいですけども、それで省力化がすることがありかなあということなんです。今度は、機械をどう使うかでICTにした場合の農業経営のほうはどうなるかっていうことはまたそれぞれで考えなくてはならないかなというふうに感じております。

機械は大変すばらしいです。ただ、その使い方によって機械を導入したことの効果っていうのが現れると思いますので、そこら辺の検討が必要かなあというふうに思いました。

たまたま局長も出ておられまして、最後に県の方に補助金が見えるかどうかというような相談もされていまして、心強い気持ちです。御興味がありましたらその辺を相談していただければ、多分、力になっていただけたと思いますので、また実演会に出た方の意見をお聞きしながら検討していただければありがたいと思います。

それでは、今日もよろしくをお願いいたします。

局 長 (野村 隆二君)

続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、23番 宮澤秀一推進委員
お願いいたします。

23番 (宮澤 秀一君)

現在、私はこの会場の1階の新型コロナウイルスのワクチン接種対策室というところで臨時職員として仕事をさせていただいています。4回目の接種、60歳以上の方、それから18歳~59歳の基礎疾患のある方に接種券をお配りする

ように準備を進めておるところであります。ぜひ、皆さんも打つようにしてください。

私は3日に2日は体育館のほうにいますので、体育館においでの際はお帰りにお声をかけていただければサービスでもう一本打つということはありませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和4年5月1日付、告示第5号をもって招集した令和4年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

13番 木下豊委員、24番 小原正隆推進委員より欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において8番 赤羽明人委員、9番 西村功委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側を御覧ください。

4-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの南1筆718㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、共同住宅。

理由でございますが、申請人は、相続した農地であるが後継者がおらず、当

地は宅地に囲まれ耕作が困難であり、営農はほかの農地に集約しているため将来的な経済面も考慮し共同住宅用地として使用したいというものでございます。

接道につきましては、図面の西側の市道より通路を設けるとのことです。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

以上1件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

5月4日に現地確認を行いました。

現地は、地図で分かるように四方を申請者の住宅と水路、それから倉庫、アパートに囲まれた土地で、何かぼこっと空いたような土地になります。隣接する農地もないので、申請を適当と判断します。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第23号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページの左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、 の東2筆、計2,022㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建て売り住宅が2棟。

理由でございますが、譲受人は市内において 、 を営んでおり新たに建て売り住宅の販売を計画したため当地を取得したい、譲渡人は高齢で農業経営規模の縮小を検討したことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして2番となりますが、場所につきましては4ページ右側を御覧ください。

5-2で表示した場所になります。

東伊那区、 の東2筆、計1,550㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は発電事業を営んでおり再生可能エネルギーの活用及び会社経営の促進を目的として太陽光発電事業を行うため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

図面の原野また山林等の農地以外の土地を含む斜線部分との一体的な計画でありまして、全体の計画面積としましては2万528㎡となっております。

農振法等でございますが、 につきましては、令和4年2月28日、農振除外が認可となっております。

 につきましては農業振興地域内の農用地区域外となっております。農振除外等の手続は取っておりません。

農地区分でございますが、10haの一団の農地で1種農地と見ております。

不許可の例外としましては、一体として同一の事業に供するもので第1種農地の面積が3分の1を超えないものという例外がございますので、そちらで見えております。

続きまして3番となりますが、場所につきましては5ページの左側を御覧ください。

5-3で表示した場所になります。

太田切川の 、 の北西1筆247㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、工事車両の通行用地を目的とした一時転用となっ

ております。

理由でございますが、借受人は太田切川 [REDACTED] の工事車両通行用地として当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域外となっておりまして、農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外として一時的な転用で見いております。

以上3件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

17番

(中嶋 隆君)

1番ですけれども、5月12日に現地確認しました。

地図でも分かるように現地は東西のずっと上の道まで農地となっていて、気持ち的には守りたい農地の一角というところになりますが、もう売主さんは手放したいということで、そこら辺を考えて、それから、申請書に附属の用紙がついていまして、建てるに当たっての同意書っていうもの、水とかそこら辺のところの話やなんかもきっちりできているんで、そこら辺を守るところを条件にして申請を適当と判断いたします。

以上です。

16番

(吉瀬 久司君)

2番ですが、先ほど説明を聞いたとおり、斜線の部分がもともとから太陽光発電を設置する目的で予定されていたところで、今回の申請は新たにここにプラスして同一事業としてやるということでございます。

今までもここら辺は原野というような状態になっていまして、一連の流れの中の仕事なので問題ないと思います。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

3番ですが、これは去年から引き続いて今年も一時転用したいということで、昨年と同様ですので問題ないと判断しました。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

10番

(春日 知也君)

日頃厳しい中嶋委員が同意されていらっしゃるということで、あえてお伺いしたいんですけれども、こういう優良農地で、これだけの農地の一角にあるわけで、東側は道路だし、あえて無理やり集落接続が理由になったなあみみたいな感じの理由づけにしか見えなくて、意見書で同意されたのかもしれないんで

すけれども、正直、ここが農地から転用になるなどということは、とてもではないが僕は賛成できないんです。

農振除外になったから賛成しなきゃいけないとかいう理由もないはずですし、御本人が手放したいというなら、農地中間管理機構を使って借手を探していくですとか、そういうステップを踏めるので、そういったあたりをやっぱり一度踏んだかということが大事なんじゃないかと思います。

17番 (中嶋 隆君)

ここは農振除外のときにも見て回ってしまして、■■■さんにも話をして、そしたら■■■さんはもう既に契約が終わっていると、契約が先になっちゃったということで、致し方なくという形で許可としました。

譲受人の■■■さんのほうには、こういうのが出てきたら先に言ってくださいというお願いをしています。先に契約じゃなくて、こっちへ先に言ってもらってからという話はしてあります。

何せもう契約されちゃうとなかなかそれを覆すっていうのは難しいことになっちゃうので、致し方なくということです。

それで、今この土地の左側は推進委員の小原さんが作っていて、その上がまたこの売手の方の土地で、今はそこにソバを作っているんだけど、そこも売りたいとかいう話があるんで困ったなあとは思っています。

先に農業委員会に話をしてくださいというところまでは言ってあります。

10番 (春日 知也君)

前にも先に契約がされたという案件があったんですけども、そのときにも契約があるから許可しなくちゃいけないっていうのは順番が違うという議論があって、そうだねという話があったと思います。

それで、もう一つ、■■■さんは、たしか今年から認定農業者になっているような組織で、決めつけるのはよくないかもしれないけれども、そういう■■■が農地をそういうふうに使っていくというのは、この■■■は本当に認定農業者の資格があるのか——物の考え方、地域の農業を担っていくという立場の人間のはずですよね、なのに担っていないじゃないかということもあって、ちょっと話がずれちゃうかもしれないけれども、担っていないんじゃないかと思います。

この■■■のやり方というのは本当に疑問なところがあるなあというふうにも感じます。やっていることは非常に信頼性が乏しくて、先に契約を結んでしまうような手続もおかしいし、だからここで認めなくちゃいけないという理由にはならないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今お聞きになったように、もう既に契約がされているから認めざるを得な

いって中嶋委員の御意見で、それに対して契約があるからという理由で認めなくてもいいんじゃないかという春日委員の意見と、また買主である[]が認定農業者であるということから、認定農業者としての行動としていいものかどうか、審議とはずれるかもしれませんが、そういう御意見がありました。

それで、まず、契約がなされている中で、例えば農業委員会として認めないということになった場合についての法的な問題等、もし事務局で分かりましたら御説明願えればありがたいです。

主 査 (出口 大悟君)

基本的には、転用許可前に契約を結ぶのは適切ではないと考えております。実際にお金のやり取りが済んでいれば違反転用に該当する可能性があるかと以前に県の担当からも聞いているんですけども、当事者同士での内々で行った契約であれば、違法かどうかという違法ではない可能性があります。

実際は、契約を事前に結ぶっていうのは駄目だと思います。

局 長 (野村 隆二君)

ちょっと捕捉いたします。

契約というと民法でいう契約で、当然、法的な拘束力は出てくると思います。それを担保するためには、多分、契約者が登記については仮登記をすると、売買に基づいて仮登記をすることだと思いますけれども、そのときの仮登記の内容を見ますと、第5条転用、条件つきって書いてあるんです。つまり、農地転用の許可がなければこの契約の仮登記っていうのは有効ではないということです。

今後も契約があるから駄目だとかそういうことではございませんので、皆さんよろしく御承知おきいただきたいと思います。お願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今、局長のほうから説明がありましたように、契約をして仮登記をしてある場合なんですが、条件つきで、5条転用が農業委員会で認められた場合に登記移転する、契約が成立するという、そんな内容だということです。

ですので、この審議の中では契約があるということで拘束されることはないという前提条件で審議していただければありがたいと思います。

何かほかに意見ございますか。

15番 (倉田 益式君)

意見というほどのことではないんですけども、実は私の畑もこの申請地の近くにあるんですけども、この上のほうにある[]の近くであります、大体このあたりから西っていうのは農地ではあっても[]な感覚でどんどん家が建っています。この下の段よりは、このあたりから西、[]にかけては、えっこんなところに家が建ったのかと、もう行く

たびにどんどんどんどん家が建っています。

ですから、ある意味ではちょっと仕方がない、駒ヶ根市全体の住居地、農地ってということで考えていけば、この辺りはもう住居地っていう扱いで見るとしかなのかなあと思って見えています。

もう一つは、この辺りは山から猿が来るんです。私この前にも言ったと思いますけれども、ソバを作っているんですが、去年は全部猿に食べられて収穫はゼロでした。東伊那の白川さんのうちのほうもそうだそうですけれども、この辺もそういう被害に結構苦しんでいます。そういうこともあって、もう百姓は辞めて、買ってくれるんなら家にしようかなあというような方がほとんどじゃないかなあというふうに思います。ちょっと残念なことなんですけれども、そんな大きな流れの中の1つかなあというふうに見ております。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今の倉田委員の御意見は、今の申請地から西につきましては非常に■■■■が建っていて、これからは駒ヶ根市全体として見ると徐々に宅地のほうに変わっていくんじゃないかということと、また猿の被害がかなり大きくて農地としてはなかなか利用できないという現状もあるということで、認めざるを得ないんじゃないかという御意見です。

ほかにございますか。

17番 (中嶋 隆君)

ちょっと付け加えさせていただくと、この売手の方はもうとても維持できないという話で、本当は先に言ってもらおうと誰か作る人を探してやるっていうことができたんだけど、それこそ、もうさっきのように進んじやっていた話なんでということです。

本当はもっと前に言ってもらっていればなんですけど、もう草刈りとかいうのも全然できなくなっちゃってという事情があって、多分売手の方がお願いしたというのが話の発端だと思います。■■■■さんがこのすぐ近くのところではやっぱり同じように建て売り住宅をやっているの、そこで話をしたというところが多分発端だと思います。

10番 (春日 知也君)

こういう道路の反対側、西側は確かに道路だけれども、東側にあるこれだけまとまった農地のところが集落接続っていう理由で転用できるんだよっていう前例になります。前例ができちゃう。そうしたら、次回以降こういうパターンで出てきたときに、これも集落接続のはずですよねっていうことになっていってしまいますよね。

その積み重ねが今こういうふうにとまとった農地として第1種農地が無秩序に住宅化してきている1つの理由だと思うんです。これをどこかでやめない

といけないと思いますから、今回はいい機会で、ここからやめましょうということでもいいんじゃないかと思います。

これは集落接続じゃないと僕は思います。

17番 (中嶋 隆君)

この集落接続ってというのは、こういう一角であって、これが集落接続っていう話は今までもあったんですよね。それを一応しようがなく許可してきていたということです。

ただ、今のこの件というよりは、先々を考えて、前にも議論したように、前の農政のほうでも話が出ていると思いますけれども、ここは守っていく農地ですっていうところを我々が決めて、やっぱりそこをしっかりと決めて、それに対してここは守っていくべき農地なんで何かあったら先に許可申請しないと許可ができませんよっていうことを宣言してやっていくってというような方法にしていかないと、今後もこういうところってぼろぼろと出てくると思うんですよ。逆に作る側、売手のほうからの話で出てくるんだと思うんです。

こういう一角が崩れると、次にまた隣になるのか、虫食い状態になっていってという状態が起きて全体が崩壊するという形につながると思うんで、やっぱり最初に守るべき農地、こういうところは守るべきですっていうところを宣言してやっていくべきなのかなあと思います。

個々のものをどうこう言ってもしようがないんじゃないかなあと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

事務局にちょっとお尋ねします。

中嶋委員からもありましたけれども、集落接続ってというのは、この場合も今までも、道を挟んでも集落接続っていう理由で転用可能ですよと、多分県のほうがそういうことだと思うんですけど、そこら辺のところの判断基準を説明願えますか。

主 査 (出口 大悟君)

集落接続は、一概にどれが集落接続でこれは集落接続じゃないというのは判断が難しいので、1種農地での集落接続に当たるかどうかというのは県に個別で確認します。転用の担当課で集落接続に当たるかどうかという見込みを判断するんですけども、県のほうでも一律に判断基準があるわけではなくて、個別にそれぞれ判断します。

目安としては、地域性にもよるんですけども、住宅が連担しているところ、駒ヶ根市ですとか上伊那地域であれば、おおよそ住宅が少なくとも3軒程度は必要っていうようなところが参考としては言われます。

道路を挟んでいるか挟んでいないかっていうのは、挟んでいるから集落接続に当たらないっていうことはないです。

基本的には間を置かずに接続するっていうのが大前提なんですけど、その中で、例えば1筆農地を挟んでいるから必ず駄目っていうことでもないです。

ですので、一概には何とも言えないんですけども、今回のところについても、事前に県の農振除外の際には農振の担当と、あと今回の転用の申請については事前に転用の担当と確認した上で、必ず見ることができるわけじゃないんですけども、ここについては集落接続で見られる見込みがあるという判断です。

10番 (春日 知也君)

今の説明は、要するに理由をつけるのであれば集落接続が適用できますねという解釈でよろしいですか。

つまり、事務局も集落接続だからいいんですという結論は出しておりません。それはここで判断することです。でも、判断許可基準として適用できるのは集落接続がそれに当たるんじゃないでしょうかというふうにおっしゃられているわけですね。

主査 (出口 大悟君)

1種農地は原則不許可なので、基本は不許可です。

ただ、例外に当たるものについては許可の見込みありというところなので、今これが必ず集落接続に当たるかっていうと必ずではないと思うんですが、不許可の例外の中に幾つかある中で集落接続に該当するんじゃないかっていう前提で手続を進めているところです。

ですので、これが次の段階では県に上がって行って審査すると思うんですけども、県のほうでは事前に見て集落接続で見られるんじゃないかっていうことをおっしゃっているので、県のほうでこれが集落接続とは見られないっていう判断はないのではと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

また事務局に質問で申し訳ないですけども、議論する中での参考としてお聞きしたいです。

ここで否決しました、転用は認めませんといった場合に、その後の農振除外された土地についての取扱いといいますか、その後の事務的な手続がどうなるかということをお聞きしたいと思います。

局長 (野村 隆二君)

これはあくまでも県の許可という形になりますので、駒ヶ根市農業委員会としては不許可ということで県に進達をいたします。

多分、駒ヶ根市が駄目ということであれば県も駄目ですよということで不許可という行政処分が発せられます。

その場合のリスクとしては、やはり今までの経過の中から、当然、場合によっ

ては事業計画者から不服申立てだとか、場合によっては裁判とか、そういった方向に進むという形になるかと思えます。

やはり農地転用の前に農振除外のところでどうにかならないかということです。農振除外については行政処分ではございませんので、不服申立ての対象外になります。ですので、いかに農振除外のところで防げるかということです。

リスク的にはそういった形になります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

今説明していただいたように、原則として1種農地は転用できないということです。

ただ、その状況に応じて個々に判断して集落接続という見方をして転用は可能ですねという行政的な指導があるようです。

それで、逆に今度は、例えば転用をここで否決した場合については、リスクとすると転用者からの不服申立て、もしくは訴訟等が起きる可能性があるということだそうです。

このことについては、いわゆるここでの審議の土台の基本的な考え方であり、ます。拘束するつもりはありませんけれども、そういう土台があるということ、を考慮した上で、また何か意見がございましたらお願いいたします。

主 査 (出口 大悟君)

すみません、ちょっと1点事務局からお願いします。

もし不許可相当との判断をするのであればやっぱり明確な理由が必要なので、例えばこれが許可基準のうち立地基準の1種農地で不許可、集落接続に当たるかどうかの中でここは集落接続に当たらないから不許可相当の意見とするとか、また別に一般基準の中で周辺の農地の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は許可し得ないという要件もあるので、一般基準のそちらの要件で不許可としたのか、それともいずれも不許可理由なのか、不許可相当とするのであればその辺も検討していただけたらなあと思えます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それは不許可相当とした場合ですか、許可相当とした場合ですか。

主 査 (出口 大悟君)

不許可との意見にするのであれば、その理由が必要ということです。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

今までの事務局の御説明を踏まえて何か御意見ありましたらお願いします。

17番 (中嶋 隆君)

先ほども言ったんですけど、結局、今までもこういうのは一応オーケーにしてきているという経過があります。集落接続のこういう一角、道を挟んだよう

な一角を集落接続にしてきたという経緯もあって、そういうところから考えると、個々に見ると、今回突然そういうのが出てくると、これもちょっと極端過ぎると思うんです。

だから、先ほども言ったように、やっぱりここは守るべき農地ですねっていうのを策定して、そこをスタートにしてやっていくべきなんじゃないかなあという気がします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

1 2 番 (宮下 修君)

議案書4ページの地図上で該当する土地、この周りに何軒かお宅がありますがけど、このお宅っていうのは最近建てられたのか、それとも……

1 7 番 (中嶋 隆君)

いや、もう結構……

1 2 番 (宮下 修君)

昔からあった……

1 7 番 (中嶋 隆君)

ええ。

1 2 番 (宮下 修君)

ああ、昔なんだ。

1 7 番 (中嶋 隆君)

どえらい最近っていう……。私の子どもの頃はなかった、50年前はなかったと思いますけれども、多分建てて30年とかにはなっていると思います。

1 2 番 (宮下 修君)

もうそのくらい前からあるんですね。

1 7 番 (中嶋 隆君)

ええ。

1 2 番 (宮下 修君)

本当に一、二年前に建てたお宅はこの周りにはないんですか。

1 7 番 (中嶋 隆君)

そうですね、一、二年っていうお宅は多分ない……。あるのかなあ……。一、二年っていうのは、そういうお宅はないと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにございますか。

1 5 番 (倉田 益式君)

この申請者っていうのは、やっぱり息子、娘さんがいる、いないわけですかね。仕事っていったら、ちょっとここでは仕事がないから町の中に来るとか伊那

まで行くとか、あとは豊橋のほうに行っちゃっているとかっていう人が結構いるんですよ。

それで、田んぼはあります。田んぼはあっても、耕すだけ耕す、土手草は刈ります、でも何も作らないっていうのが結構あるんですが、ここは耕作していませんか。

17番 (中嶋 隆君)

ここは、たしかソバです。

15番 (倉田 益式君)

ソバですか。

17番 (中嶋 隆君)

はい。

15番 (倉田 益式君)

ということは、多分自分では……

17番 (中嶋 隆君)

ああ、自分ではやっていないです。

15番 (倉田 益式君)

やっていないですよ。

多分、今回出てきたところは、もう自分では何もできないし、何かお願いしても持ち出しになっちゃうからってというようなこともあるのかなって思ったんです。

10番 (春日 知也君)

中嶋委員が先ほどおっしゃられたように守るべき農地をちゃんと色づけしなくちゃいけないとかというのは大事だと思うんで、それは僕も全く100%賛成したいと思います。

今回は、多分優良農地であるということが一番で、先ほど中嶋委員さんのおっしゃったところであったとは思っています。

例えば、今僕たちに求められている担い手に対する農地の集積に努力しますとか、僕たちはそういうことをしますと毎回農業委員会憲章とかを読んでやっているわけです。

だから、僕たちの本来の仕事としては、中嶋さんももっと早く言ってくれれば使う人を探したのにおっしゃったんですけども、これはやっぱり今からでもまず使う人を探しますよというように御本人に一遍戻すということがまず僕たちの仕事なんだと思っています。

会長 (氣賀澤 道雄君)

そういう御意見ですが、実感としてどうですか。できますか。

- 17番 (中嶋 隆君)
そんなの……。
ここの売手の方と話した感じだと、この方はもうそれこそ契約しちゃったからいいやっていう感じで、もっと前にそういう話になっていれば、多分きっちり作る人を探してやればそれでも進められたのかなあというイメージは話をした感じではしました。だけど、もうしようがないねっていう感じです。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
まあ難しいなっていう、そういう感じですね。
- 17番 (中嶋 隆君)
はい。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
分かりました。
それでは、大体議論は尽くしたかと思しますので、今までの意見を踏まえながらちょっと提案させていただきたいと思います。
まず、今までの農業委員会での転用の経過でこういう形態の農地が転用されてきたということ、それから今回事前に契約をしたっていうのは売主の意向であるということ、それからこれを不許可とした場合にはある程度リスクを想定しなければならないということ、これをまず前提としまして、あとは、すぐには難しいかもしれませんが、ある程度、駒ヶ根市としてこの農地は今後も守っていく、それからここについては宅地化しても致し方ないという区分けを決めるということを前提として、今回につきましては転用を許可するというような形で進めたらどうかと提案しますが、いかがでしょうか。
- 10番 (春日 知也君)
すみません。今の感じだと結局どちらなんでしょうか。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
だから、条件としては、まず今後の駒ヶ根市としてこの土地は農地として守っていきましようということを明確に線引きする作業をしましよう、それを前提としまして今回については転用を許可するという形で進めたいということです。
- 10番 (春日 知也君)
途中までは私も賛成なんですけど、最後の転用許可で進めたいということについては、私は賛成しません。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
もう一つの意見としますと、先ほどから春日委員が言われているように、売主の■■■さんにはどなたかに農地として使っていただく交渉ができませんかと言うという春日委員からの意見があります。それがもし可能で、そういう話

をした場合に実現の可能性があるならばもう一月待ってもいいと思うんですが、先ほどお聞きした中ではなかなか難しいんじゃないかというような認識を持っておりますので、先ほどのような提案とさせていただきました。

それに対して春日委員は反対だということですが、ほかに何か御意見ありますか。

[発言者なし]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、今回につきましては転用を許可するという形で進めてよろしいですかということで決を採ります。

すみません。推進委員の方は議決権がありませんので、立会人の立場として見ていてください。

では、転用許可に賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では、反対の方は挙手願います。

[反対者挙手]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

賛成 12、反対 5 ということで、結果は賛成者多数です。

局 長 (野村 隆二君)

これって反対が何人おったという結果が出ますか。

主 査 (出口 大悟君)

あくまでも意見を統一して全会一致です。

ただ、これまでも多数決で判断したことはあります。それが規約等にあるかどうかというところとあれなんです。

ただ、市としての意見はまとめないといけません。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

では、一応これは承認という形で進めさせていただきます。

1 番のほかに何か御意見ありますか。

1 6 番 (吉瀬 久司君)

今問題になった要件のところなんですけれども、中嶋委員が言われたように、なるべく早くどういう条件だといいいのだけれどもこういうところは難しいということを明確にして、地区で線引きをできるだけ早くしていただきたいと思えます。

実際に数か月前の東伊那の件もそうで、あれは 3 種農地だったのかな、原則

で分からないんですが、その中の一部の農地の話なので、全体としてちゃんと進められているのか知りたいんですけど。

16番 (吉瀬 久司君)

位置図の破線のところ、これは事業のスタートのところですか。

ここの太陽光パネル設置については、何か市であったり県であったりいろんな基準があるらしくて、それに全部のつとった形で、ため池っていうか、雨が降ったときに一時的にためられるようになっていて、この斜線の中に2か所の池を造って、それを川のほうに流していくということです。

全体的には、過去に2度3度と地元で説明会がありました。現地でも説明会をやったことがあります。それで、それについて地元としてはおおむね了解ということになっています。

それから、一応危惧される部分は業者のほうにみんな言っておりまして、それはそれぞれ一応対応しますということです。

県の基準は全部クリアして事業を行っていくということで、事業が今進んでいるようです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに何かありますか。

やっぱり排水のところ結構厳しいんですか。

16番 (吉瀬 久司君)

そうですね。やっぱりそういうことは地元も心配していますし、県のほうでもやっぱりそういうのがあるらしいです。

会長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

春日委員、よろしいですか。

10番 (春日 知也君)

はい。ありがとうございました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、議案第24号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）
を議題といたします。

主 査 (出口 大悟君)

提案理由の説明を求めます。

議案書 6 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 4 年 5 月 31 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 3,540 m²でございます。

貸手が 1、借手が 1 です。

(2)(3) の表につきましてはお目通しいただきまして、7 ページに個別の詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 25 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 26 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書 8 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 4 年 5 月 31 日でございます。

期間の終期別でございますが、5 年が田 1,364 m²、10 年が田 7,948 m²、畑 1,301 m²、合計で 1 万 613 m²でございます。

貸手が 5、借手は長野県農業開発公社のため 1 となっております。

9 ページからが利用権設定をする各筆の明細となっております。

5 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 5 筆を貸し付けるということになっております。

権利の種類等につきましてはそれぞれ御覧ください。

10 ページからが利用配分計画の明細となっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

11 ページは貸借の一覧表ですので、御確認をお願いします。

以上につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは、これにつきまして推進委員のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

23 番 (宮澤 秀一君)

10 ページの利用配分計画各筆明細、整理番号 1 の [] でございますが、新たに大豆に取り組むということであります。

現在の状況であります。おおむね 10ha でソバ、麦、ゴマ、トウガラシなどの栽培をされております。

議案第 26 号の計画につきまして御決定をいただくようお願いしたいと思います。

25 番 (米山 茂寿君)

2 番目の [] さんですが、今現在は水稻、麦、ソバを栽培しております。

今後は規模を拡大していきたいと考えております。

以上です。

20 番 (菅沼 佳彦君)

3 番 4 番の [] さんなんですけれども、現在は、アスパラ、ネギ、加工トマト、ソバの栽培、それから作業受託もやられていて、今後も規模拡大を図っていくという意向ですので、就業を図っていききたいと思います。

以上です。

21 番 (白川 眞武君)

5 番目の [] さんなんですけれども、水稻を主に行っておられます。

規模拡大ということで今回の申請に上がっているということです。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

16番 (吉瀬 久司君)

5番の件なんです、中間に入ってあっせんしたのは私でございまして、これを見てびっくりしたのは、本人にはこれは畑ですよというふうに私は言って借りてもらうように手配したはずなんです、今聞いたところ水稲っていうふうになっているんです。あそこは、たしか地目は畑なんですよ。

作付のほうの水稲でいいのかどうかっていうのをちょっと私は疑問に思っていて、畑として借りていただきたいっていうふうに私は個人的に思っているんですけれども、そこを確認するのは私でしょうか。

主査 (出口 大悟君)

すみません。そうすれば、ちょっと公社のほうに確認をしてみたいと思いますので、追っての御連絡でもよろしいですか。

16番 (吉瀬 久司君)

それでもいいです。

主査 (出口 大悟君)

承知しました。確認して、また御連絡するようにいたします。

会長 (氣賀澤 道雄君)

では、これについては確認するということです。

栽培作物は別としまして、農地中間管理事業の貸借については原案どおり進めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項、農地法第4条第1項第9号の規定による転用通知について事務局より説明願います。

主査 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書12ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第9号の規定による届出がありましたので御報告いたします。

1件でございます。

場所につきましては13ページの左側を御覧ください。

報告事項-1で示した場所になります。

小さい長方形を黒塗りしたところが今回の届出があったところとなります。地区でございますが、東伊那区、XXXXXXXXXXの北1筆901

m²のうち 25.9 m²になります。

12 ページにお戻りください。

届出目的でございますが、農業用倉庫。

内容でございますが、農機具の保管及び野菜の干場として使用するため当地に農業用倉庫を設置したいというものでございます。

以上1件につきましては御報告いたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和4年第5回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時08分